

「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」の公表について

平成23年2月21日
消費者庁

消費者庁では、昨年10月8日、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針（案）」を公表し、トランス脂肪酸に関して食品事業者が情報開示を行う際の考え方を明らかにしたところです。

その後、消費者庁が実施したパブリック・コメントでは、224通の意見が寄せられ、意見の概要及びこれに対する消費者庁の考え方について、別添のとおり取りまとめました。

パブリック・コメントでは、消費者・消費者団体から135通の意見が寄せられ、食品に関する情報の開示を促進する消費者庁の取組を支持する意見や、トランス脂肪酸など栄養成分の表示を義務化すべきとの意見がありました。また、事業者・事業者団体から89通の意見が寄せられ、表示の方法や分析方法の詳細な説明を求める意見などのほか、現時点では指針を策定すべきでないとする意見もありました。

これらの意見を踏まえ、消費者庁では、指針（案）の内容を一部修正し、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を別紙のとおり決めました。

本指針により、トランス脂肪酸を含む栄養成分に関する情報が、販売に供する食品の容器包装、事業者のホームページ、新聞広告等を通じて広く開示され、消費者の適切な食品選択に資するものとなることを期待します。

なお、トランス脂肪酸その他の脂質に関する科学的な知見は、日進月歩で充実している段階にあることから、現時点では、健康増進法に基づく栄養表示基準に規定するのではなく、本指針において考え方を明らかにすることとしたものであり、今後も、新たな知見に基づき、本指針を随時見直していくことを予定しています。

担当：消費者庁食品表示課
平中、芳賀
連絡先：03-3507-9222

「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針（案）」からの主な修正箇所について

「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針（案）」からの主な修正箇所は以下のとおりです。

- 「1. トランス脂肪酸の定義」をコーデックス規格に細かく対応した和訳に修正した。
- 「2. 表示方法」で「分析方法を表示する」としていた部分を削除し、「4. 分析方法」の（注4）に、「事業者のホームページ等において、使用した分析方法を明らかにすべき」旨を追加した。
- 「2. 表示方法 ①名称等」で、「トランス脂肪酸は、栄養表示基準に基づき表示される栄養成分と区別して（枠外に）表示する」としていた部分を、「栄養成分と同様に（枠内に）表示する」に変更した上で、表示の順番を明らかにした。
- 「2. 表示方法 ④0g表示」の項目を削除するとともに、（注3）として、0g表示をする際の考え方を明らかにした。
- 「3. 強調表示 ①「含まない旨」の表示」をわかりやすい表現に修正した。また、飽和脂肪酸の含有量要件について、栄養表示基準の取扱いと整合性をとって修正した。
- 「3. 強調表示 ②「低減された旨」の表示」で、「比較対照食品は自社の従来品とする」としていた部分について、栄養表示基準の取扱いと整合性をとって、自社の従来品に限定しないこととした。
- 「4. 分析方法」の（注4）で、「結果として表示された含有量が正確な値でなければならない」としていた部分を、「表示された含有量が正確な値であることを示す合理的な根拠が必要である」に変更した。

また、「トランス脂肪酸の含有量を表示するに当たっては、事業者のホームページ等において、使用した分析方法及び当該方法により測定した分子種（炭素数）を明らかにするなどにより、表示の根拠となる考え方を消費者にわかりやすく情報提供することが必要である」旨を追加した。